右の者に対する窃盗被告事件について、申立人から当裁判所に対し勾留理由開示の請求があつたが、勾留理由開示の請求は、同一勾留については、勾留の開始せられた当該裁判所において、一回に限り許されるものと解すべきである。本件記録によれば被告人に対する勾留は、第一審以来継続しているのであるから、当審において申立てられた本件勾留理由開始の請求は、許されないものといわねばならない(昭和二九年(す)第三〇三号、同二九年八月五日第一小法廷決定参照)。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

本件請求を却下する。

昭和三〇年一〇月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長表	找判官	栗	山		茂
表	找判官	小	谷	勝	重
表	找判官	藤	田	八	郎
表	找判官	谷	村	唯一	郎
表	找判官	池	田		克